低濃度ＰＣＢ廃棄物収集運搬業務委託仕様書

１　業務名

低濃度ＰＣＢ廃棄物収集運搬業務

２　目的

本業務は、貝塚市立青少年人権教育交流館の地下に保管している低濃度ＰＣＢ廃棄物、ＰＣＢ汚染物（以下「ＰＣＢ廃棄物」という。）について、関係法令を遵守し、安全かつ適正に収集運搬するものである。

３　履行場所

【収集場所】

大阪府貝塚市福田 91 番地　貝塚市立青少年人権教育交流館

【搬入先】

愛媛県東温市河之内字大小屋乙 628 番 37、字北引岩乙 815 番地 45、815 番 48 及び 815 番 49　　オオノ開發株式会社　東温事業所

４　履行期間

契約締結日から令和９年１月 31 日まで

令和９年１月 31 日までに業務を完了すること。

５　対象機器

	廃棄物の種類	容量	メーカー 型式	総重量	油 PCB 濃度
1	三相変圧器	300KVA	松下電器産業（㈱） TCI－R00	1,660kg	1.9 mg/kg
2	コンデンサ	0.3μF	松下電器産業（㈱） OB	17kg	2.4 mg/kg
3	三相変圧器	100KVA	松下電器産業（㈱） TNF－R00	510kg	1.5 mg/kg
4	油遮断機		中立電機（㈱） BBKI－610	91kg	0.6 mg/kg

上記及び分析に使用した採取用具及び試料類の収集運搬を含む

6　業務内容

ＰＣＢ廃棄物の収集運搬を行うものとする。

（1）収集

①「低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年 12 月環境省環境再生・資源循環局)」（以下、「収集・運搬ガイドライン」という。）を遵守すること。

②ＰＣＢ廃棄物は、建物地下の屋内キュービクルに設置された状態で保管しているため、必要に応じて受注者が取り壊しの上、車両積込み場所まで移動させること。なお、搬出には階段を利用することから、保管場所においてあらかじめ運搬可能な大きさまで解体又は切断等の作業を行い、安全かつ適正に搬出するものとする。

③施設及び施設利用者等の安全に配慮し、動線等を確認した上で、適正に搬出すること。

④収集日時は、平日（祝日を除く）の午前９時から午後５時までとし、発注者と受注者が協議の上、決定すること。

⑤収集作業に必要な資機材は、原則として受注者が準備すること。

（2）運搬

①「低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年 12 月環境省環境再生・資源循環局)」（以下、「収集・運搬ガイドライン」という。）を遵守すること。

②運搬車両は、「ＰＣＢ廃棄物の収集運搬業に係る都道府県知事等の許可」を受けているものとする。

7　法令等の遵守及び安全管理

（1）本業務の履行に当たっては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「収集・運搬ガイドライン」、その他関係法令等を遵守するとともに、諸法令の運用、適用は受注者の負担と責任において行うこと。

（2）収集・運搬作業の際は安全管理に努めるとともに、絶縁油の飛散・漏洩による汚損が生じないように注意して作業を行うものとする。万一絶縁油の飛散・漏洩による汚損が生じた場合は、拡散防止作業に努め、直ちに発注者に報告すること。

（3）作業終了時には、作業場所の点検、清掃を行うこと。最終退場時には、発注者の担当職員による立会確認を受けること。

8　提出書類

業務時に必要な書類の提出時期、種類は以下のとおりとする。

（1）現場作業前

ア　業務計画表

イ　工程表

ウ　諸申請、届出書類の写し

エ　使用車両の車両番号、適合車両等標準番号報告書

（２）委託業務完了時

ア　業務写真

写真は工程に従って段階的に撮影すること。

着手前・作業中・作業後に撮影し、作業実施状況がわかるように整理すること。

イ　業務完了報告書（業務完了報告書はマニュフェストで代えることができる）

・マニュフェスト伝票　Ｂ２票（ＰＣＢ廃棄物の運搬終了時）

９　その他

（１）本仕様書に疑義がある場合は、発注者、受注者で協議するものとする。

（２）仕様書に記載がないものであっても、法令、現場の状況等に応じ、必要と認めた作業、業務については、契約金額の範囲内で受注者が実施するものとする。

（３）事前の現地調査等が必要な場合は、入札当日までに行うこと。日時の調整をおこなう際は、本施設を所管する下記担当まで連絡すること。

【連絡先】

〒597-0023　大阪府貝塚市福田 91 番地

貝塚市立青少年人権教育交流館

担当：古家

TEL ：072-432-5959　　FAX：072-433-4602

MAIL：seishonenjinken@city.kaizuka.lg.jp